

療養の給付(保険医療機関等において行う診察など)と直接関係のないサービス等について、皆様からの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

平成17年2月

中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会

〔事務局：厚生労働省保険局医療課〕

現状では、療養の給付(保険医療機関等において行う診察など)と直接関係のないテレビ代等の以下のようなサービス等については、患者さんから実費を徴収することが認められています。

(認められている例)

- ・ おむつ代、病衣貸与代、テレビ代、理髪代、クリーニング代 等
- ・ 証明書代、診療録の開示手数料 等
- ・ 在宅医療に係る交通費、薬剤の容器代 等

しかしながら、これに該当するかどうか明確でないものについては、実費を徴収することができるかどうか明らかでなく、医療現場で混乱が生じているとの声もあります。

当小委員会としては、該当するかどうか明確でないものとしてどのようなものがあるか、医療現場の声を把握した上で、実費を徴収することが可能なものを列挙して明確化していくべきと考えています。

我が国の医療保険制度においては、保険外の負担をとる診療については、原則、全体として保険外となり、費用は全額自己負担となる取扱いとなりますが、療養の給付と直接関係のないサービス等は、このような取扱いとなりません。

【お聞かせいただく御意見について】

療養の給付(保険医療機関等において行う診察など)と直接関係のないサービス等に該当するかどうか必ずしも明らかでないものとして、どのようなものがあるのか、具体的にお聞かせ下さい。

(考えられる例)

- ・ 外国人患者のための通訳
- ・ 美容整形
- ・ その他多様な患者サービス(入院中のインターネットの利用等) 等

【留意点】

お寄せいただいた御意見は、今後、当小委員会における検討の参考にさせていただきますが、その際、公表させていただく(個人名は秘匿いたします。)場合がございます。

また、御意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点御了承願います。

【御意見をお寄せいただく期限】

平成17年3月22日まで

【御意見をお寄せいただく方法】

・電子メールの場合

ryouyounokyuufu@mhlw.go.jpまでお寄せ下さい。

メールの題名は「療養の給付と直接関係のないサービス等に関する意見」として下さい。

ファイルを添付する場合は、Word(2000年版又はこれ以前のバージョン)、一太郎(バージョン11又はこれ以前のバージョン)又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

御意見のほか、年齢、性別、職業(医療関係者(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)、会社員、専業主婦、大学生等。)について、可能な範囲で御記入いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

・郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会事務局

厚生労働省保険局医療課

療養の給付と直接関係のないサービス等に関する意見募集担当 宛

御意見のほか、年齢、性別、職業(医療関係者(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)、会社員、専業主婦、大学生等。)について、可能な範囲で御記入いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

誠に恐縮ですが、電話による御意見はお受けできかねますので、あらかじめ御了承下さい。

* 平成16年12月15日の厚生労働大臣と規制改革担当大臣との間の「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」において、療養の給付と直接関係のないサービス等については、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化することとされており、これに沿ったものです。

[「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」の内容をご覧になりたい方はこちら](#)